

土岐市危険空家等除却支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市民の安全と安心を確保し、住環境の改善を図るため、保安上危険となるおそれのある空家等の除却を行う者に対し、予算の範囲内において土岐市危険空家等除却支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関し、土岐市補助金等交付規則（昭和51年土岐市規則第20号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示において使用する用語は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 危険空家 市内に存する空家等のうち、今後も引き続き使用される見込みのない住宅で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。

ア 現に空家となっており、今後も引き続き使用される見込みがないと認められるもの

イ そのまま放置すれば倒壊等により周辺に危険を及ぼすおそれのあるもの

ウ 別表に定める基準を満たすもの

(2) 所有者等 危険空家の登記事項証明書（未登記の場合は、固定資産課税台帳）に所有者として登録されている者又は当該所有者の法定相続人をいう。

(3) 除却工事業者 建設業法（昭和24年法律第100号）による許可（土木、建築又は解体工事業に係るものに限る。）を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき解体工事業の登録を受けた者をいう。

(補助対象空家)

第3条 補助金の対象となる危険空家（以下「補助対象空家」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 個人が所有するもの（複数人が共有して所有するものを含む。）
- (2) 所有権以外の権利が設定されていないもの
- (3) 公共事業による移転等の補償対象でないもの
- (4) この告示に基づく補助金以外に補助対象空家の除却に係る他の補助金等の交付を受けていないもの
(補助対象者)

第4条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 補助対象空家の所有者等であること。ただし、複数人の所有者等がいる場合は、全員の同意を得ている者であること。
- (2) 前号に規定する者から委任を受けた者

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、補助対象者としな

- (1) 前項各号に規定する者が、市税その他本市に納付すべき歳入金（以下「市税等」という。）を滞納している場合
- (2) 前項各号に規定する者が、土岐市暴力団排除条例（平成24年土岐市条例第31号）第2条第3号に規定する暴力団員等である場合
- (3) その他市長が不相当と認める場合
(補助対象とする工事及び経費)

第5条 補助の対象となる工事は、敷地内の補助対象空家及びこれに附属する工作物（立木その他の土地に定着する物を含む。家財道具、機械、車両等の動産は除く。）を除却する工事であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象者が発注する同一敷地内の補助対象空家を全て除却する工事であること（市長が特に認めた場合を除く。）。
- (2) 市内に事業所又は営業所を有する除却工事業者が行う工事であること。
- (3) 補助金の交付決定後に除却工事業者と請負契約を締結し、交付申請を

した日の属する年度の2月15日までに完了する工事であること。

(4) 不動産売買、不動産貸付又は駐車場貸付を業とする者が当該業のために行う工事でないこと。

2 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前項に規定する工事に係る費用（廃材等の撤去及び処分に係る費用を含む。）で除却工事業者に支払ったものとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費（消費税及び地方消費税を含む。）に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）とし、1件につき50万円を限度とする。

（事前調査）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、除却しようとする空家等が補助対象空家に該当するか否かについて市長の判定を受けなければならない。

2 前項の規定による判定を受けようとする申請者は、土岐市危険空家等除却支援事業補助金事前調査申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 所有者等であることが確認できる書類（所有者等の委任を受けた者が申請者になる場合は、委任されたことが分かる書類も添付すること）

(2) 補助対象空家の位置図及び現況写真

(3) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助対象空家に該当するか否かを判定し、土岐市危険空家等除却支援事業補助金事前調査結果通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第8条 前条の規定により補助対象空家に該当する旨の判定を受けた申請者は、工事着手前に土岐市危険空家等除却支援事業補助金交付申請書（別記様式第3号）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 除却工事の見積書の写し

- (2) 除却工事業者の有する建設業法の許可の写し又は建設リサイクル法に基づく解体工事業者の登録証の写し
- (3) 補助対象空家の登記事項証明書（未登記の場合は固定資産課税台帳記載事項証明書）
- (4) 交付申請に係る同意書（所有者等が複数いる場合）（別記様式第4号）
- (5) 個人情報等の取得に関する同意書兼誓約書（別記様式第5号）
- (6) その他市長が必要と認める書類
（補助金の交付決定）

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助金の交付の可否を決定し、土岐市危険空家等除却支援事業補助金交付決定通知書（別記様式第6号）又は土岐市危険空家等除却支援事業補助金不交付決定通知書（別記様式第7号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の変更交付申請）

第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに土岐市危険空家等除却支援事業補助金変更交付申請書（別記様式第8号）に当該変更に係る書類を添えて市長に申請しなければならない。

（変更交付の決定）

第11条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により変更の可否を決定し、土岐市危険空家等除却支援事業補助金変更交付決定通知書（別記様式第9号）又は土岐市危険空家等除却支援事業補助金変更不交付決定通知書（別記様式第10号）により、交付決定者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第12条 交付決定者は、補助金の交付申請を取下げようとするときは、速やかに土岐市危険空家等除却支援事業補助金交付申請取下届（別記様式第11号）を市長に届け出なければならない。

（完了の報告）

第13条 交付決定者は、工事が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、土岐市危険空家等除却支援事業完了実績報告書（別記様式第12号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 工事の請負契約書等の写し
- (2) 領収書又は支払が確認できる書類の写し
- (3) 工事状況の写真（施工前、施工中、施工後）
- (4) 産業廃棄物管理票（建設系廃棄物マニフェスト（A票））の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第14条 市長は、前条の規定による報告があったときは、報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、除却工事の結果が適当と認めるときは、補助金の額を確定し、土岐市危険空家等除却支援事業補助金交付額確定通知書（別記様式第13号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第15条 交付決定者は、前条の通知を受けたときは、速やかに土岐市危険空家等除却支援事業補助金請求書（別記様式第14号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、交付決定者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第16条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付していた場合は、その全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 第11条の届出により補助金の交付決定を取り消すこととしたとき。
- (2) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。
- (3) 補助金の交付条件に違反したとき。
- (4) 正当な理由なく工事を中止したとき。

(5) この告示又は関係法令に基づく指示に違反したとき。

(6) その他補助金を交付することが不相当であると認める事実があったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、土岐市危険空家等除却支援事業補助金交付取消決定通知書（別記様式第15号）により、既に交付した補助金を返還させるときは、土岐市危険空家等除却支援事業補助金返還請求書（別記様式第16号）によりそれぞれ交付決定者に通知するものとする。

（指導監督）

第17条 市長はこの事業の実施に関し必要に応じて調査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

（その他）

第18条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

	調査分類	調査項目	判定
1	建築物の傾斜	基礎の不同沈下が確認できる	
2		柱の傾斜が確認できる	
3		木造建築物について、1/20超の傾斜が確認できる（非木造の場合は1/30超の傾斜）	
4	基礎・土台	基礎に大きな亀裂、多数のひび割れ、変形又は破損が確認できる	
5		土台に腐朽、破損が確認できる	
6		基礎と土台にずれが確認できる	
7	柱・はり・筋かい、 柱とはりの接合等	大きな亀裂、多数のひび割れ、変形又は破損が確認できる	
8		腐食又はぎ害により断面欠損が確認できる	
9		柱とはりにずれが確認できる	
10	屋根ふき材、ひさし 又は軒	屋根の変形、破損が確認できる	
11		屋根ふき材の剥落が確認できる	

12		軒の裏板、たる木等の腐食、破損が確認できる	
13	外壁	壁体を貫通する穴が開いている	
14		仕上材料の剥落、腐朽又は破損により下地が露出している	
15		モルタルやタイル等の外装材に浮き上がりが確認できる	
16	周辺への影響	1～15 で該当した項目が周辺の住民又は通行人に対し保安上危険となるおそれがある	
備考			
1～15 の調査項目の二つ以上に該当し、かつ 16 に該当するものを危険空家とする			

別記

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

土岐市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号（ ） ー

土岐市危険空家等除却支援事業補助金事前調査申請書

土岐市危険空家等除却支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり事前調査申請します。

空家の所在地	土岐市		
空家の所有者	住所 氏名		
所有者との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 相続人（続柄 ） <input type="checkbox"/> その他（ ）		
建物の構造	造 階	延 べ 面 積	m ²
建 築 年 月	年 月		
空家となった時期	年 月		
立 入 調 査	申請に関する審査のため、調査員による立ち入り調査について <input type="checkbox"/> 同意する		

添付書類

- (1) 所有者等が確認できる書類（所有者等の委任を受けた者が申請者になる場合は、委任されたことが分かる書類も添付すること）
- (2) 空家等の位置図及び現況写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

土岐市長 印

土岐市危険空家等除却支援事業補助金事前調査結果通知書

年 月 日付で申請のありました土岐市危険空家等除却支援事業補助金事前調査について、補助対象空家に 該当 ・ 非該当 と判定しましたので、土岐市危険空家等除却支援事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

空家の所在地	
空家の所有者	
非該当の場合はその理由	

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

土岐市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号（ ） -

土岐市危険空家等除却支援事業補助金交付申請書

土岐市危険空家等除却支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり申請します。

空家の所在地			
空家の所有者	住所 氏名		
所有者との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 相続人（続柄 ） <input type="checkbox"/> その他（ ）		
建物の構造	造 階	延 べ 面 積	m ²
工事費（見積額）	円（税込）		
補助対象経費	円（税込）		
補助金交付申請額	円		
空家となった時期	年 月		
空家の固定資産税	<input type="checkbox"/> 課税されている		
補助履歴	<input type="checkbox"/> 今回が初めて <input type="checkbox"/> 過去に受けたことがある		
公共事業の移転補償等の有無	<input type="checkbox"/> 無		

除却工事の施工業者	名称
	所在地
	電話番号
工事の着手予定日	年 月 日
工事の完了予定日	年 月 日

添付書類

- (1) 除却工事の見積書の写し
- (2) 除却工事業者の建設業許可証の写し又は建設リサイクル法に基づく解体工事業の登録証の写し
- (3) 登記事項証明書（未登記の場合は固定資産課税台帳記載事項証明書）
- (4) 交付申請に係る同意書（所有者等が複数いる場合）（様式第4号）
- (5) 個人情報等の取得に関する同意書兼誓約書（様式第5号）
- (6) その他市長が必要と認める書類

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

土岐市長 様

同意者 住所

氏名 ⑩

（自署の場合は押印を省略できます）

所有者との関係

共有者 相続人（続柄 ）

その他（ ）

交付申請に係る同意書

土岐市危険空家等除却支援事業補助金の交付申請に関する一切の権限を、次の者が行うことに同意します。

空家の所在地	
申請者	
所有者と申請者との関係	<input type="checkbox"/> 共有者 <input type="checkbox"/> 相続人（続柄 ） <input type="checkbox"/> その他（ ）

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

土岐市長 様

申請者 住所
氏名

印

（自署の場合は押印を省略できます）

個人情報等の取得に関する同意書兼誓約書

土岐市危険空家等除却支援事業補助金の交付申請に関する審査のため、申請者及び所有者等の個人情報等について次のとおり市が調査及び取得することに同意し、申請に係る問題が発生したときは、当事者間で責任をもって解決することを誓約します。

- ・当該空家の現地調査及び固定資産税情報の確認
- ・住民基本台帳又は戸籍等の調査
- ・市税その他本市に納付すべき歳入金の納付状況の確認
- ・土岐市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等でないことの確認

様式第6号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

土岐市長 印

土岐市危険空家等除却支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました土岐市危険空家等除却支援事業補助金の交付について、次のとおり決定したので、土岐市危険空家等除却支援事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

交 付 決 定 額	円
空 家 の 所 在 地	
交 付 条 件	

様式第7号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

土岐市長 印

土岐市危険空家等除却支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました土岐市危険空家等除却支援事業補助金の交付について、次のとおり交付しないことを決定したので、土岐市危険空家等除却支援事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

空家の所在地	
不交付の理由	

様式第8号（第10条関係）

年 月 日

土岐市長 様

申請者 住 所

氏 名

電話番号（ ） ー

土岐市危険空家等除却支援事業補助金変更交付申請書

年 月 日付 第 号により交付決定を受けた土岐市危険空家等除却支援事業補助金について、次のとおり内容に変更があるので、土岐市危険空家等除却支援事業補助金交付要綱第10条の規定により申請します。

空家の所在地	
空家の所有者	
変更の理由	
変更の内容	(変更前)
	(変更後)

添付書類

- (1) 事業の変更内容が分かる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

様式第9号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

土岐市長 印

土岐市危険空家等除却支援事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付 第 号により交付決定した土岐市危険空家等
除却支援事業補助金について、次のとおり変更の決定をしたので、土岐市危険
空家等除却支援事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

空家の所在地	
変更の内容	(変更前)
	(変更後)
変更後の補助対象経費	円（税込）
変更後の交付決定額	円
交付条件	

様式第10号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

土岐市長 印

土岐市危険空家等除却支援事業補助金変更不交付決定通知書

年 月 日付 第 号により交付決定し、年 月 日付で変更の申請のありました補助金の交付については、次のとおり交付しないことを決定したので、土岐市危険空家等除却支援事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

空家の所在地	
不交付の理由	

様式第11号（第12条関係）

年 月 日

土岐市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号（ ） ー

土岐市危険空家等除却支援事業補助金交付申請取下届

年 月 日付 第 号により交付決定を受けた土岐市危険空家等除却支援事業補助金について、次のとおり申請を取下げたいので、土岐市危険空家等除却支援事業補助金交付要綱第12条の規定により届け出ます。

空家の所在地	
取下げの理由	

様式第12号（第13条関係）

年 月 日

土岐市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号（ ） ー

土岐市危険空家等除却支援事業完了実績報告書

年 月 日付 第 号により交付決定を受けた土岐市危険空家等除却支援事業補助金について、次のとおり除却が完了しましたので土岐市危険空家等除却支援事業補助金交付要綱第13条の規定により報告します。

空家の所在地	
交付決定金額	円
工事費	円（税込）
補助対象経費	円（税込）
工事の着手日	年 月 日
工事の完了日	年 月 日

添付書類

- (1) 工事の請負契約書等の写し
- (2) 領収書又は支払が確認できる書類の写し
- (3) 工事状況の写真（施工前、施工中、施工後）
- (4) 産業廃棄物管理票（建設系廃棄物マニフェスト（A票））の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第13号（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

土岐市長 印

土岐市危険空家等除却支援事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付で完了実績報告のありました土岐市危険空家等除却支援事業補助金について、次のとおりその額を確定したので、土岐市危険空家等除却支援事業補助金交付要綱第14条の規定により通知します。

交付確定額	円
空家の所在地	
交付決定番号及び 決定年月日	年 月 日（土 第 号）

様式第14号（第15条関係）

年 月 日

土岐市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号（ ） ー

土岐市危険空家等除却支援事業補助金交付請求書

年 月 日付 第 号により交付額の確定を受けた土岐市危険空家等除却支援事業補助金について、土岐市危険空家等除却支援事業補助金交付要綱第15条の規定により請求します。

空家の所在地

交付請求金額	円
--------	---

振 込 先

金融機関名	銀行	本店	
	信用金庫	支店	
	信用組合	出張所	
	農業協同組合		
口座種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

※振込先は交付決定者本人の口座であること。

様式第15号（第16条関係）

第 号
年 月 日

様

土岐市長 印

土岐市危険空家等除却支援事業補助金交付取消決定通知書

年 月 日付 第 号により交付決定した土岐市危険空家等
除却支援事業補助金について、次のとおり交付を取消しましたので土岐市危険
空家等除却支援事業補助金交付要綱第16条の規定により通知します。

空家の所在地	
既交付決定額	円
交付取消額	円
取消しの理由	

様式第16号（第16条関係）

第 号
年 月 日

様

土岐市長 印

土岐市危険空家等除却支援事業補助金返還請求書

年 月 日付 第 号により交付決定した土岐市危険空家等
除却支援事業補助金について、次のとおり返還を請求しますので土岐市危険空
家等除却支援事業補助金交付要綱第16条の規定により通知します。

空家の所在地	
交付金の返還額	円
返還期限	年 月 日
返還方法	
返還の理由	